

快適以上を、世の中へ。

TOENEC

中部電力グループ

第108回 定時株主総会
招集ご通知

日時

2026年6月25日(木曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

場所

名古屋市中区栄一丁目17番6号
コートヤード・バイ・マリオット名古屋
2階 セントラルボールルーム

株式会社 トーエネック

証券コード：1946

株主のみなさまへ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社第108回定時株主総会を2026年6月25日（木曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をいたします。

株主のみなさまにおかれましては、変わらぬご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

代表取締役会長
藤田 祐三



代表取締役社長
嗣久 滝本



株主各位

証券コード 1946
発送日 2026年6月 5日
電子提供措置の開始日 2026年5月30日
名古屋市中区栄一丁目31番23号
株式会社 トーエネック
代表取締役会長 藤 田 祐 三

第108回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第108回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第108回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

https://www.toenec.co.jp/ir/stocks_info/general_meeting/index.html



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面により議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、2ページから3ページの「議決権行使のご案内」をご参照いただき、2026年6月24日（水曜日）午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2026年6月25日（木曜日） 午前10時
2. 場 所	名古屋市中区栄一丁目17番6号 コートヤード・バイ・マリOTT名古屋 2階 セントラルボールルーム
3. 目的事項	報告事項 1. 第108期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第108期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項
- (1) インターネット等と議決権行使書の郵送により重複して議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネット等による方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしたします。
 - (2) 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載させていただきます。
 - (3) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をされた株主さまに交付する書面には記載しておりません。
 - ①事業報告の「会社の業務の適正を確保するための体制の整備および運用状況」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
 - (4) 監査等委員会が監査した事業報告、監査等委員会および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、書面交付請求をされた株主さまに交付する書面に記載の各書類のほか、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトに掲載の事項となります。

以上

議決権行使のご案内

■ 株主総会にご出席される場合



株主総会開催日時 2026年6月25日（木曜日）午前10時

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

※代理人により議決権を行使される場合、当社定款に従い、議決権を有する当社の他の株主さま1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。なお、その際は代理権を証明する書面（委任状）を会場受付にご提出ください。

■ 株主総会にご出席されない場合



インターネット等により議決権を行使される場合

行使期限 2026年6月24日（水曜日）午後5時15分まで

次頁「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認いただき、期限までに入力を完了してください。



書面（郵送）により議決権を行使される場合

行使期限 2026年6月24日（水曜日）午後5時15分到着分まで

議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。

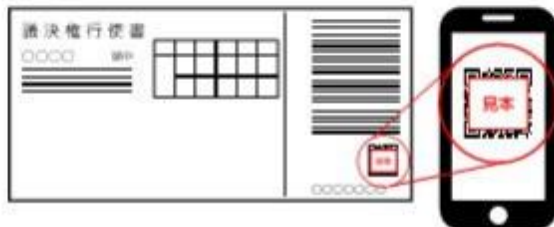
なお、ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案に「賛」の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は 1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

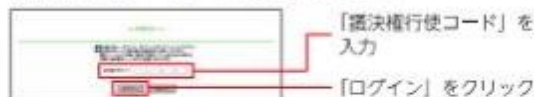
右記のQRコードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。



- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、右記にお問合せくださいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート

専用ダイヤル

☎ 0120-652-031 (受付時間9:00~21:00)

議決権電子行使プラットフォームのご利用について (機関投資家の皆さまへ)

管理信託銀行等の名義株主さま(前任代理人様を含みます)につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合併会社(株式会社ICJ)が運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

【決議事項】

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するため、成長戦略への投資のための内部留保と株主還元をバランスよく実施することを経営の重要課題と位置付け、資本収益性の向上や財務健全性の確保、フリー・キャッシュ・フローの状況などを総合的に勘案し、連結配当性向40%を目安として業績に応じた利益還元を行うことを基本としております。

当期の剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金48円 総額4,455,977,184円
- (3) 剰余金の配当がその効力を生じる日
2026年6月26日

2. 剰余金の処分に関する事項

- (1) 減少する剰余金の項目およびその額
繰越利益剰余金 7,800,000,000円
- (2) 増加する剰余金の項目およびその額
別途積立金 7,800,000,000円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

本総会の終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員は任期満了となります。つきましては、社外取締役5名を含む取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、公正性・透明性を確保するため、各候補者の選定にあたっては、任意の指名・報酬委員会の審議を経ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名				現在の当社における地位			
1	再任	ふじ 藤	た 田	ゆう 祐	ぞう 三	代表取締役会長		
2	再任	たき 滝	もと 本	つく 嗣	ひさ 久	代表取締役社長 社長執行役員		
3	再任	やま 山	ざき 崎	しげ 重	みつ 光	代表取締役 副社長執行役員		
4	再任	いけ 池	やま 山	たつ 竜	お 夫	取締役 専務執行役員		
5	再任	社外	独立	いい 飯	づか 塚	あつし 厚	取締役	
6	再任	社外	独立	う 鵜	かい 飼	ひろ 裕	ゆき 之	取締役
7	再任	社外	独立	よし 吉	もと 本	あき 明	こ 子	取締役
8	再任	社外	独立	い 五	がらし 十嵐	かず 一	ひろ 弘	取締役
9	再任	社外	独立	たき 瀧	がみ 上	まさ 晶	よし 義	取締役

候補者番号

1 ^{ふじ} 藤 ^た 田 ^{ゆう} 祐 ^{ぞう} 三 (1959年4月19日生)



再任

所有する当社株式の数
37,129株

略歴、地位、担当

- 1983年 4月 中部電力株式会社 入社
- 2008年 6月 中部電力株式会社 エネルギー事業部付 株式会社シーエナジー出向
株式会社シーエナジー 代表取締役社長
- 2011年 7月 中部電力株式会社 販売本部配電部長
- 2012年 7月 同社 お客さま本部配電部長
(2013年5月から2013年6月まで計画グループ部長を兼務)
- 2014年 7月 同社 執行役員 お客さま本部配電部長
- 2015年 7月 同社 常務執行役員 名古屋支店長
- 2018年 4月 当社 専務執行役員 東京本部長
- 2018年 6月 当社 取締役 専務執行役員 東京本部長
- 2020年 4月 当社 代表取締役 副社長執行役員 経営全般に関し社長を補佐
秘書部、技術研究開発部、情報通信統括部統括
- 2021年 4月 当社 代表取締役社長 社長執行役員
- 2024年 4月 当社 代表取締役会長 (現任)

■ 取締役候補者とした理由

藤田祐三氏は、これまで当社東京本部長、情報通信統括部統括、社長執行役員などを歴任し、業務全般に精通しており、当社における業務経験と経営全般に関する見識を有し、ステークホルダーから信頼され企業価値向上に資する経営を行うことができると考えられることから、取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。

候補者番号

2 ^{たき}滝 ^{もと}本 ^{つぐ}嗣 ^{ひさ}久 (1962年12月11日生)



再任

所有する当社株式の数

20,641株

略歴、地位、担当

- 1986年 4月 当社 入社
- 2013年 6月 当社 参与 配電本部 地中線部副部長
- 2014年 6月 当社 執行役員 静岡支店長
- 2018年 4月 当社 執行役員 東京本部副本部長
- 2020年 4月 当社 専務執行役員 東京本部長
- 2020年 6月 当社 取締役 専務執行役員 東京本部長
- 2022年 4月 当社 代表取締役 副社長執行役員 経営全般に関し社長を補佐
経営企画部、経理部、資材部統括
- 2023年 4月 当社 代表取締役 副社長執行役員 経営全般に関し社長を補佐
秘書部、人事部、教育センター、資材部統括
- 2024年 4月 当社 代表取締役社長 社長執行役員〔現任〕

■ 取締役候補者とした理由

滝本嗣久氏は、これまで当社地中線工事部門を中心とした業務経験を有しているほか、静岡支店長、東京本部長、社長執行役員などを歴任し、業務全般に精通しており、当社における豊富な業務経験と経営全般に関する見識を有し、ステークホルダーから信頼され企業価値向上に資する経営を行うことができると考えられることから、取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。

候補者番号

3 ^{やま}山 ^{ざき}崎 ^{しげ}重 ^{みつ}光 (1965年3月25日生)



再任

所有する当社株式の数
20,152株

略歴、地位、担当

1987年 4月 当社 入社
2015年 6月 当社 参与 経営企画室副室長
2016年 7月 当社 執行役員 経営企画部副部長兼経営管理グループ長
2017年 4月 当社 執行役員 営業本部内線統括部長
2021年 4月 当社 執行役員 人事部長
2022年 4月 当社 専務執行役員 東京本部長
2022年 6月 当社 取締役 専務執行役員 東京本部長
2024年 4月 当社 代表取締役 副社長執行役員 経営全般に関し社長を補佐
国際事業統括部統括 営業本部長〔現任〕

■ 取締役候補者とした理由

山崎重光氏は、これまで当社屋内線工事部門を中心とした業務経験を有しているほか、人事部長、東京本部長、営業本部長などを歴任し、業務全般に精通しており、当社における豊富な業務経験と経営全般に関する見識を有し、ステークホルダーから信頼され企業価値向上に資する経営を行うことができると考えられることから、取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。

候補者番号

4 ^い池 ^け ^や山 ^ま ^た竜 ^つ ^お夫 (1964年4月13日生)



再任

所有する当社株式の数

15,826株

略歴、地位、担当

- 1987年 4月 当社 入社
- 2013年 6月 当社 執行役員 三重支店営業部長兼工事グループ長
- 2013年 7月 当社 執行役員 営業本部空調管統括部長
- 2016年 7月 当社 執行役員 空調管本部空調管統括部長
- 2018年 4月 当社 執行役員 三重支店長
- 2021年 4月 当社 専務執行役員 情報システム部、情報通信統括部統括
- 2022年 4月 当社 専務執行役員 技術研究開発部、情報システム部、
情報通信統括部統括
- 2022年 6月 当社 取締役 専務執行役員 技術研究開発部、情報システム部、
情報通信統括部統括
- 2026年 4月 当社 取締役 専務執行役員 情報通信統括部統括 東京本部長〔現任〕

■ 取締役候補者とした理由

池山竜夫氏は、これまで当社空調管工事部門を中心とした業務経験を有しているほか、空調管本部空調管統括部長、三重支店長、情報通信統括部統括などを歴任し、現在は東京本部長として関東エリアの業務運営を担うなど業務全般に精通しております。また、当社における豊富な業務経験と経営全般に関する見識を有し、ステークホルダーから信頼され企業価値向上に資する経営を行うことができると考えられることから、取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。

候補者番号

5

い い づ か
飯 塚

あ つ し
厚 (1959年5月12日生)



再任

社外

独立

所有する当社株式の数

6,492株

略歴、地位、担当

1983年 4月 大蔵省（現財務省）入省
2001年 7月 三重県総合企画局長、総務局長
2006年 7月 財務省主計局主計官（農林水産）
2009年 7月 同省 理財局総務課長
2012年12月 内閣官房日本経済総合事務局次長
2014年 7月 財務省理財局次長
2015年 7月 同省 東海財務局長
2016年 7月 国税庁次長
2017年 7月 財務省関税局長（2018年7月 同省退職）
2018年11月 SOMPOホールディングス株式会社顧問
2019年 1月 損保ジャパン日本興亜総合研究所株式会社理事長
2020年 6月 当社 社外取締役〔現任〕
日本郵政株式会社専務執行役
2021年 6月 日本郵政株式会社代表執行役副社長
2023年 6月 同社 取締役兼代表執行役副社長
2024年 4月 同社 取締役兼代表執行役上席副社長〔現任〕

■ 重要な兼職の状況

日本郵政株式会社取締役兼代表執行役上席副社長

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

飯塚厚氏は、長年にわたり主に財政分野における行政に携わったほか、現在は日本郵政株式会社の経営に携わるなど豊富な経験と幅広い見識を有していることから、社外取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。同氏には、上記の豊富な経験と幅広い見識を活かし、主に企業経営者の見地から、取締役会などにおいて発言をいただくとともに、独立した立場から監督していただくことを期待しております。

■ 独立性について

飯塚厚氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員要件および当社が定める社外取締役の独立性判断基準を充たしており、同氏が取締役に選任され就任した場合には、独立役員として届け出る予定であります。

■ 社外取締役としての在任期間

本総会の終結の時をもって6年

候補者番号

6 ^う 鶺 ^{かい} 飼 ^{ひろ} 裕 ^{ゆき} 之 (1954年3月5日生)



再任 **社外** 独立

所有する当社株式の数
2,365株

略歴、地位、担当

- 2005年 4月 国立大学法人名古屋工業大学大学院工学研究科教授
- 2007年 4月 同大学 大学院工学研究科情報工学専攻長兼務
- 2009年 4月 同大学 大学院工学研究科創成シミュレーション工学専攻長兼務
- 2010年 4月 同大学 副学長兼同大学院工学研究科教授
- 2011年 4月 同大学 次世代自動車工学教育研究センター長兼務
- 2013年 4月 同大学 留学生センター長兼務
- 2014年 4月 同大学 学長
- 2020年 4月 学校法人東邦学園愛知東邦大学副学長兼経営学部教授
学校法人東邦学園理事〔現任〕
- 2021年 4月 学校法人東邦学園愛知東邦大学学長〔現任〕
- 2021年 6月 ASTI株式会社社外取締役（監査等委員）〔現任〕
- 2022年 6月 当社 社外取締役〔現任〕

■ 重要な兼職の状況

学校法人東邦学園理事
学校法人東邦学園愛知東邦大学学長
ASTI株式会社社外取締役（監査等委員）

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

鶺飼裕之氏は、長年にわたり工学博士として研究・教育に携わったほか、国立大学法人名古屋工業大学学長、学校法人東邦学園理事、学校法人東邦学園愛知東邦大学学長などを歴任し学校経営に携わるなど豊富な経験と幅広い見識および工学分野における専門的な知識を有していることから、社外取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。同氏には、上記の豊富な経験と幅広い見識および工学分野における専門的な知識を活かし、主に技術の見地から、取締役会などにおいて発言をいただくとともに、独立した立場から監督していただくことを期待しております。

■ 独立性について

鶺飼裕之氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員の実要件および当社が定める社外取締役の独立性判断基準を充たしており、同氏が取締役に選任され就任した場合には、独立役員として届け出る予定であります。

■ 社外取締役としての在任期間

本総会の終結の時をもって4年

候補者番号

7 よしもと あきこ 吉本明子 (1963年2月4日生)



再任 社外 独立

所有する当社株式の数

1,531株

略歴、地位、担当

- 1985年 4月 労働省（現厚生労働省）入省
- 2013年 7月 愛知県副知事
- 2015年 7月 厚生労働省大臣官房審議官（労災担当）
- 2015年10月 同省 大臣官房審議官（雇用均等・児童家庭、少子化対策担当）
- 2017年 7月 同省 中央労働委員会事務局審議官（調整、企画広報担当）
- 2018年 7月 同省 人材開発統括官
- 2019年 7月 同省 中央労働委員会事務局局長（2021年10月 同省退職）
- 2022年 2月 ポストンコンサルティンググループシニアアドバイザー（現任）
- 2022年 6月 当社 社外取締役（現任）
- 2023年 6月 宝ホールディングス株式会社社外監査役（現任）
- 2024年 6月 住友精化株式会社社外取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況

ポストンコンサルティンググループシニアアドバイザー
宝ホールディングス株式会社社外監査役
住友精化株式会社社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

吉本明子氏は、長年にわたり主に労働分野における行政に携わるなど豊富な経験と幅広い見識を有していることから、社外取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。同氏には、上記の豊富な経験と幅広い見識を活かし、主に人的資本経営推進の見地から、取締役会などにおいて発言をいただくとともに、独立した立場で監督していただくことを期待しております。

■ 独立性について

吉本明子氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員の要件および当社が定める社外取締役の独立性判断基準を充たしており、同氏が取締役に選任され就任した場合には、独立役員として届け出る予定であります。

■ 社外取締役としての在任期間

本総会の終結の時をもって4年

候補者番号

8 ^{い が ら し} 五十嵐 ^{か ず} 一 ^{ひろ} 弘 (1957年1月2日生)



再任 社外 独立

所有する当社株式の数
1,640株

略歴、地位、担当

1979年 4月 日本国有鉄道 入社
1987年 4月 東海旅客鉄道株式会社 入社
1995年 6月 同社 新幹線鉄道事業本部東京第二車両所長
1998年 6月 同社 技術本部主幹
2002年 6月 同社 総合技術本部技術企画部担当部長
2004年 7月 同社 安全対策部次長
2006年 6月 同社 新幹線鉄道事業本部車両部長
2010年 6月 同社 総合技術本部副本部長・技術企画部長
2012年 6月 同社 執行役員総合技術本部副本部長・技術開発部長
2014年 6月 同社 取締役常務執行役員総合技術本部長、車両部門統括担当
2016年 1月 日本車輛製造株式会社副社長執行役員
2016年 6月 同社 代表取締役社長
2023年 6月 同社 相談役
2024年 6月 当社 社外取締役〔現任〕
2026年 3月 株式会社有電社社外取締役〔現任〕

■ 重要な兼職の状況

株式会社有電社社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

五十嵐一弘氏は、長年にわたり東海旅客鉄道株式会社および日本車輛製造株式会社の経営に携わるなど、経営の専門家としての豊富な経験と見識を有していることから、社外取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。同氏には、上記の豊富な経験と見識を活かし、主に企業経営者の見地から、取締役会などにおいて発言をいただくとともに、独立した立場から監督していただくことを期待しております。

■ 独立性について

五十嵐一弘氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員の要件および当社が定める社外取締役の独立性判断基準を充たしており、同氏が取締役選任に就任した場合には、独立役員として届け出る予定であります。

■ 社外取締役としての在任期間

本総会の終結の時をもって2年

候補者番号

9 たき がみ まさ よし
瀧 上 晶 義 (1961年12月1日生)



再任 社外 独立

所有する当社株式の数
1,900株

略歴、地位、担当

1985年 4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行） 入行
1990年 4月 瀧上工業株式会社 入社
1997年 6月 同社 取締役営業部長
1998年 6月 同社 取締役名古屋支店長
1999年10月 同社 取締役東部営業部長
2004年 6月 同社 取締役兼執行役員東部営業グループ長
2006年 6月 同社 取締役兼執行役員営業本部長兼名古屋支店長
2007年 4月 同社 取締役兼執行役員営業本部長兼名古屋支店長兼企画管理室長
2007年 6月 同社 取締役兼執行役員管理本部管掌兼企画管理室長
2008年 6月 同社 常務取締役企画管理室管掌兼生産本部管掌兼工事本部管掌
2010年 6月 同社 代表取締役社長〔現任〕
2024年 6月 当社 社外取締役〔現任〕

■ 重要な兼職の状況

瀧上工業株式会社代表取締役社長

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

瀧上晶義氏は、長年にわたり瀧上工業株式会社の経営に携わるなど、経営の専門家としての豊富な経験と見識を有していることから、社外取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。同氏には、上記の豊富な経験と見識を活かし、主に企業経営者の見地から、取締役会などにおいて発言をいただくとともに、独立した立場から監督していただくことを期待しております。

■ 独立性について

瀧上晶義氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員要件および当社が定める社外取締役の独立性判断基準を充たしており、同氏が取締役に選任され就任した場合には、独立役員として届け出る予定であります。

■ 社外取締役としての在任期間

本総会の終結の時をもって2年

-
- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 上記所有株式数には、トーエネック役員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中で当該保険契約を更新する予定であります。
4. 当社は、非業務執行取締役である飯塚厚氏、鷓飼裕之氏、吉本明子氏、五十嵐一弘氏および瀧上晶義氏との間で、会社法第427条第1項および定款の規定により、責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しており、各氏が原案どおり選任された場合は、同責任限定契約を継続する予定であります。
5. 飯塚厚氏が取締役兼代表執行役上席副社長として在任している日本郵政株式会社は、郵便局における非公開金融情報等の不適切な利用および生命保険商品に関する保険業法認可前の勧誘行為が判明したことに対し、2025年3月に金融庁から保険業法及び銀行法に基づく報告徴求命令を受け、同月に総務省から日本郵政株式会社法に基づく報告徴求命令を受けました。また、同社の子会社である日本郵便株式会社は、郵便局において発生した点呼業務不備事案に関し、国土交通省から、2025年6月に一般貨物自動車運送事業の許可の取消処分を、2025年10月に貨物自動車運送事業法に基づく自動車の使用の停止処分を受けました。同氏は、日本郵政株式会社の取締役会等において、グループガバナンスや内部統制の重要性および法令遵守の視点に立った提言を行っているほか、当該事案の発覚後は再発防止を指示するなど、その職責を果たしております。
6. 吉本明子氏が社外取締役として在任している住友精化株式会社のグループ会社が、取引先に対し事前の通知を行わずに原材料の調達先を変更し、製品代金の過剰請求を行っていた事案が判明しました。同氏は、当該事案が判明するまで事実を認識しておりませんでした。日頃から住友精化株式会社の取締役会等において内部統制の整備やコンプライアンス体制の強化について、注意喚起をしておりました。当該事案の判明後は、事実関係の調査、原因究明および再発防止策への提言・指示を行うなど、その職責を果たしております。

<ご参考>取締役候補者および監査等委員である取締役のスキルマトリックス

氏名	独立 社外	特に期待する分野							
		企業経営	営業/ マーケティング	技術/ 品質/DX	財務会計	法務/ リスク管理	グローバル	ESG (環境・社会・ ガバナンス)	人材育成
藤田 祐三		○	○	○		○		○	
滝本 嗣久		○		○	○		○	○	○
山崎 重光		○	○	○			○		○
池山 竜夫			○	○				○	
飯塚 厚	●	○			○			○	
鵜飼 裕之	●	○		○					○
吉本 明子	●						○	○	○
五十嵐 一弘	●	○		○				○	
瀧上 晶義	●	○	○	○					
細野 秀一					○	○		○	
佐藤 英樹					○	○		○	
柴田 光明	●				○	○		○	
伊藤 歌奈子	●				○	○		○	

※上表は各人の有する全ての知見・経験を表すものではありません。

<ご参考>取締役候補者の指名および役付執行役員の選任に関する方針

(目的)

第1条 本方針は、取締役候補者（社外取締役および監査等委員を含む。以下、同じ。）の指名および役付執行役員の選任に関する基準を定める。

(基本的な考え方)

第2条 取締役候補者および役付執行役員については、取締役会および業務執行体制のバランスに配慮しつつ、性別・国籍を問わず、高い倫理観と誠実な人格を有し、専門知識、経験等が異なる多様な者を指名・選任する。

(欠格事由)

第3条 次の条件に該当する者については、取締役候補者および役付執行役員として指名・選任してはならない。

- (1)会社法第331条第1項に定める取締役欠格事由に該当する者
- (2)破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者または外国の法令上これと同様に取り扱われている者
- (3)反社会的勢力との関係が認められる者
- (4)職務を遂行するにあたり健康上の支障がある者

(指名・選任基準)

第4条 取締役候補者および役付執行役員の指名・選任基準は、次のとおりとする。

(1)社内取締役候補者および役付執行役員

- ①常に経営理念や使命等の理念体系の実践を心掛けるとともに、経営計画の実現に向けた高い意欲を有していること
- ②職務を執行するための実務経験および知識を有していること
- ③経営環境の変化に迅速に適応できる先見性、洞察力を有し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資する経営能力を有していること

(2)社外取締役候補者

- ①独立した立場から経営の監督機能を果たすことができること
- ②経営の監督機能を発揮するために必要な専門分野に関する知見、経験を有し、社内取締役および役付執行役員とは別の視点・観点による助言、監督機能を果たすことができること
- ③独立社外取締役候補者については、「社外取締役の独立性判断基準」に定める独立性判断基準を充たしていること

(3) 監査等委員である社内取締役候補者

- ① 中立的・客観的な立場から監督・監査機能を果たすことができること
- ② 経営の監督・監査機能を発揮するために必要な専門分野に関する知見、経験を有し、社内取締役および役付執行役員とは別の視点・観点による助言、監督・監査機能を果たすことができること

(4) 監査等委員である社外取締役候補者

- ① 独立した立場から経営の監督・監査機能を果たすことができること
- ② 経営の監督・監査機能を発揮するために必要な専門分野に関する知見、経験を有し、社内取締役および役付執行役員とは別の視点・観点による助言、監督・監査機能を果たすことができること
- ③ 監査等委員である独立社外取締役候補者については、「社外取締役の独立性判断基準」に定める独立性判断基準を充たしていること

(改廃)

第5条 本方針の改廃は、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会の決議による。

＜ご参考＞社外取締役の独立性判断基準

当社は、社外取締役の独立性判断基準として、株式会社東京証券取引所など国内の金融商品取引所が定める独立役員
の要件を踏まえ、本人の現在および過去3事業年度における以下に定める要件の該当の有無を確認のうえ、独立性を判
断する。

1. 当社の主要な取引先 ※1 またはその業務執行者 ※2 でないこと
2. 当社の主要な借入先 ※3 またはその業務執行者でないこと
3. 当社から、役員報酬以外に多額 ※4 の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門
家でないこと（ただし、当該財産を得ている者が法人、組合などの団体である場合は、当該団体に所属する者をい
う）
4. 当社の大株主 ※5 またはその業務執行者でないこと
5. 当社から、多額 ※4 の寄付を受けていないこと（ただし、当該寄付を受けた者が法人、組合などの団体である場
合は、当該団体に所属する者をいう）
6. 本人の配偶者、二親等以内の親族が以下に掲げる者に該当しないこと
 - (1) 上記1～5に掲げる者
 - (2) 当社および当社子会社の業務執行者または業務執行者でない取締役、監査役
 - (3) 当社の会計監査人の代表社員または社員

※1 「主要な取引先」とは、年間取引額が、当社から支払いを受ける場合は、その者の直近事業年度における連結売上
高の2%を、当社に支払いを行う場合は、当社の直近事業年度における連結売上高の2%をそれぞれ超える取引先
をいう。

※2 「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号（業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行
する役員、業務を執行する社員、使用人）に規定する業務執行者をいう。

※3 「主要な借入先」とは、借入額が当社連結総資産の2%を超える借入先をいう。

※4 「多額」とは、個人である場合は年間1,000万円を超える額、法人、組合などの団体に所属する者である場合は、
当該団体の直近事業年度における年間総収入の2%を超える額をいう。

※5 「大株主」とは、直接・間接に10%以上の議決権を保有する者をいう。

以 上

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国の経済は、米国の関税政策による影響等があったものの、各種政策の効果等にも支えられ、引き続き、穏やかな成長路線となりました。建設業界においても、好調な企業収益等を背景に、民間設備投資が高い水準で推移しました。

一方で、原材料価格・労務費の上昇や、労働力不足等の影響が依然として継続しております。

このような状況のもと、当社グループは、中期経営計画2027（2023年度～2027年度）にて掲げる4つの基本方針（①成長分野への挑戦、②既存事業の深化、③人材投資の更なる拡充、④経営基盤の強化）を実現するための様々な施策を推進してまいりました。

そして、基本方針を力強く推進するための3つの重要なテーマ（カーボンニュートラルへの取り組み、デジタル化・DXの推進、人材の確保・活躍推進）を成長ドライバーに位置付け、将来を見据えたエリア戦略の展開、グループ一体でのバリューチェーンの強化、柔軟な施工体制の構築、積極的な技術者の採用、人材育成の強化、働き方改革およびかいぜん活動の推進などの諸施策を進めてまいりました。

また、企業の存続にはお客さまや社会との信頼関係が不可欠であることから、安全・品質の確保やコンプライアンスの推進、ガバナンスの強化等にも継続的に取り組んでまいりました。

この結果、当期の業績は、売上高につきましては、屋内線工事が順調に進捗したことなどにより増収となりました。利益面につきましては、工事採算性の向上や政策保有株式の売却等により増益となりました。

これにより当社グループは、中期経営計画2027における数値目標を前倒しで達成いたしました。

(連結業績)	売上高	2,724億6千8百万円	(対前期比	0.6%増)
	営業利益	214億2千1百万円	(対前期比	33.5%増)
	経常利益	226億3千9百万円	(対前期比	47.4%増)
	親会社株主に帰属する当期純利益	178億1千万円	(対前期比	65.4%増)



各事業部門の業績は、次のとおりであります。

① 企業集団の事業セグメント別業績の状況

区 分	受注高	前期比増減率	売上高	前期比増減率
設備工事業	266,635百万円	4.3%	254,991百万円	0.4%
エネルギー事業	—	—	12,704百万円	3.4%
その他	—	—	4,771百万円	1.2%
合 計	266,635百万円	4.3%	272,468百万円	0.6%

② 当社の部門別業績の状況

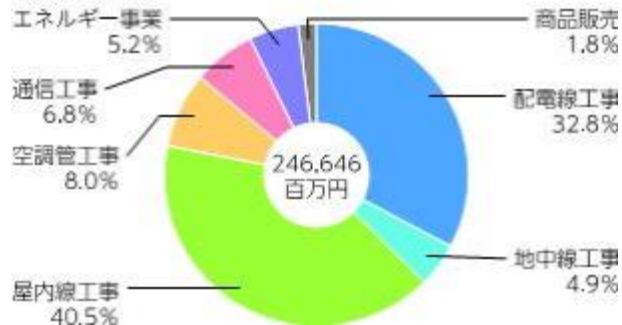
区 分		受注高	前期比増減率	売上高	前期比増減率
設備工事	配電線工事	81,380百万円	7.3%	81,022百万円	2.0%
	地中線工事	15,333百万円	68.8%	12,162百万円	△18.4%
	屋内線工事	104,268百万円	10.6%	99,804百万円	7.7%
	空調管工事	20,444百万円	△14.1%	19,762百万円	△11.2%
	通信工事	19,701百万円	7.6%	16,759百万円	△7.0%
	計	241,128百万円	8.9%	229,510百万円	1.0%
兼業事業	エネルギー事業	—	—	12,704百万円	3.4%
	商品販売	—	—	4,432百万円	1.4%
	計	—	—	17,136百万円	2.9%
合 計	241,128百万円	8.9%	246,646百万円	1.1%	

(注) 受注高については、「設備工事」に対応する金額を記載しております。

受注高構成比



売上高構成比



(2) 対処すべき課題

今後の建設業界におきましては、企業における省力化・自動化等への積極的な投資を背景に、引き続き民間設備投資が高水準を維持するものと想定しておりますが、国際情勢の変化により設備投資や原材料価格などへ与える影響が懸念され、今後の受注環境を注視する必要があります。

このような状況のもと、中期経営計画2027に掲げた新たな数値目標の達成に向け、成長が見込まれる分野（カーボンニュートラル、DX関連）やエリア（首都圏・近畿圏・アジア地域）において、戦略的な営業活動を展開するとともに、グループ一体での施工体制やバリューチェーンの強化を通じて、さらなる収益拡大に取り組んでまいります。

今後、国内において労働力人口の減少が見込まれるなか、人材の確保と育成は、喫緊の課題と認識しております。当社グループでは、積極的な採用活動に加え、かいぜん活動やDXの推進、AIの活用による生産性向上を進めるとともに、人材育成の強化やエンゲージメント向上、協力会社を含めた施工体制の整備に取り組むことで、会社の成長の源泉である人材の質と量の充実を図ってまいります。

また、建設業を中核とする当社グループにとって、安全の確保は企業活動における大前提として位置づけ、引き続き、絶対に災害を発生させない企業風土を確立してまいります。

さらに、お客さまの多様化するニーズにお応えしていくため、品質の向上や技術研究開発の強化などに取り組み、お客さまから選ばれ続ける企業を目指してまいります。

加えて、グループ一丸となったコンプライアンスの推進、ガバナンス体制の強化に取り組み、健全で透明性の高い企業運営に努めてまいります。

お客さま、お取引先さまとの関係については、適切な価格交渉・価格転嫁をはじめとしたコミュニケーションの充実を図り、今後も、公平・公正な取引を通じて信頼関係の維持に努めてまいります。

当社グループは、暮らしの基盤を支える担い手として、トーエネックの使命（パーパス）「いかなる時も、人や社会に“活力と豊かさ”を生み出す快適環境を創り、守る」に基づき、挑戦や変革を通じてお客さまや社会へ確かな価値を提供し続けることで、持続的な成長を実現してまいります。

中期経営計画2027（2023年度～2027年度）

数値目標（連結）

売上高 3,100 億円 (2,700 億円)

経常利益 260 億円 (180 億円)

ROE 10.5 % (8.0 %)

基本方針

※当社は、2026年4月28日に数値目標の見直しを実施しています。括弧内は、当初公表時（2023年4月28日）の数値目標です。

1 成長分野への挑戦

- お客様のカーボンニュートラルへの対応
- 再生可能エネルギー関連事業および工事の強化
- DX関連投資やポストコロナへの対応
- 将来を見据えたエリア戦略の展開
- アジアを中心とした海外事業の更なる強化
- 新規事業の創出・展開
- 付加価値創出に資する技術研究開発および事業展開に向けた取り組みの推進

3 人材投資の更なる拡充

- 持続的な成長の実現に向けた人材の確保
- 人材育成の更なる強化・充実
- ダイバーシティの確保
- いきいきと活躍できる職場づくり
- 働き方改革の推進

2 既存事業の深化

- 営業・施工における総合体制の強化
- グループ一体でのバリューチェーンの強化
- 施工力・技術力の更なる向上
- 効率化・生産性向上の取り組み推進
- 電力安定供給体制の構築に向けた施工体制の維持・充実
- コスト競争力の強化

4 経営基盤の強化

- 安全・施工品質の確保
- 健全で透明性の高い企業運営の維持
- ステークホルダーとの信頼関係強化
- ゼロエミッションに向けた取り組みの着実な実施

成長ドライバー

カーボンニュートラルへの取り組み

デジタル化・DXの推進

人材の確保・活躍推進

【ご参考】

トーエネックの理念体系

追求すべき「会社の理想像」

快適環境の創造 | 独自技術の展開 | 人間企業の実現

創立から変わらぬ「社会へのお役立ち」

いかなる時も、人や社会に“活力と豊かさ”を生み出す快適環境を創り、守る

将来に向けて「こうありたいと考える姿」

お客さまと、社会と、人と、共に成長し続ける総合設備企業へ

使命を果たし続けるために「求められる姿勢や想い」

技術の追求 | チームワーク | 仕事への情熱 | 誠実さ

経営理念

理念体系に基づいた当社の活動や姿勢を端的に表現したもの

快適以上を、世の中へ。

使命
[パーパス]

目指すべき将来像
[ビジョン]

大切にすべきこと
[バリュー]

コーポレート
スローガン

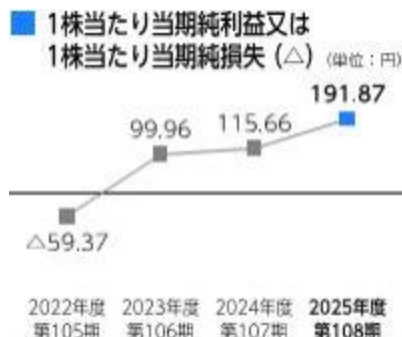
(3) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	2022年度 第105期	2023年度 第106期	2024年度 第107期	2025年度 第108期
受 注 高	258,971百万円	226,894百万円	255,697百万円	266,635百万円
売 上 高	232,053百万円	252,863百万円	270,966百万円	272,468百万円
経 常 利 益	8,983百万円	12,679百万円	15,360百万円	22,639百万円
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△5,548百万円	9,345百万円	10,765百万円	17,810百万円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	△59円37銭	99円96銭	115円66銭	191円87銭
総 資 産	300,172百万円	304,931百万円	310,561百万円	312,053百万円

(注) 1. 各年度の受注高については、「設備工事」に対応する金額を記載しております。

2. 当社は、2024年10月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。第105期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) を算定しております。

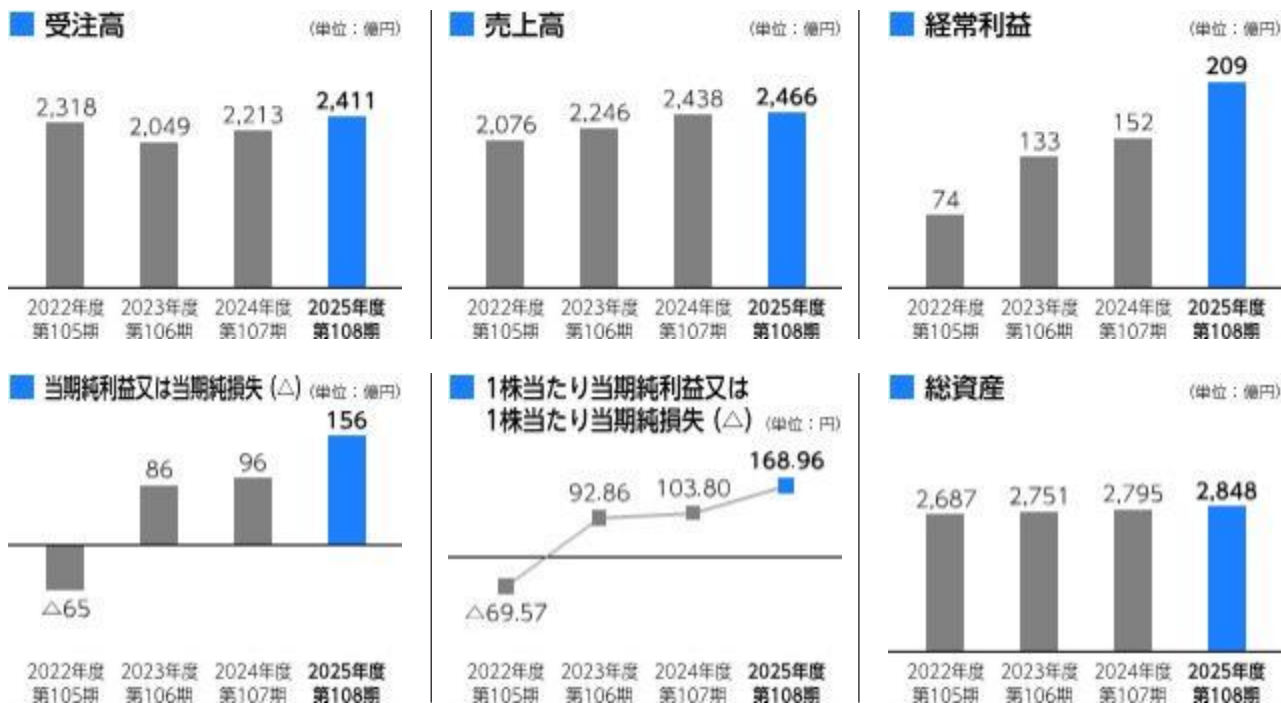


② 当社の財産および損益の状況

区 分	2022年度 第105期	2023年度 第106期	2024年度 第107期	2025年度 第108期
受 注 高	231,835百万円	204,923百万円	221,341百万円	241,128百万円
売 上 高	207,618百万円	224,658百万円	243,849百万円	246,646百万円
経 常 利 益	7,412百万円	13,360百万円	15,292百万円	20,931百万円
当期純利益又は 当期純損失 (△)	△6,502百万円	8,681百万円	9,661百万円	15,684百万円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	△69円57銭	92円86銭	103円80銭	168円96銭
総 資 産	268,781百万円	275,165百万円	279,506百万円	284,865百万円

(注) 1. 各年度の受注高については、「設備工事」に対応する金額を記載しております。

2. 当社は、2024年10月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。第105期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) を算定しております。



(4) 設備投資の状況

当期中に実施した設備投資の総額は99億8千9百万円であり、そのうち主なものは、当社新本店ビルおよび事業場の新築ならびに工事用車両の取得によるものであります。

(5) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(6) 重要な子会社の状況等

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社トーエネックサービス	100百万円	100%	設備工事、事務機器の賃貸
旭シンクロテック株式会社	40百万円	100%	プラント配管工事
合同会社たてしなサンサンファーム	3百万円	100%	農産物の生産、加工、販売
統一能科建築安装（上海）有限公司	41百万中国元	100%	電気、空調工事
TOENEC (THAILAND) CO., LTD.	10百万タイバーツ	100%	—
TOENEC PHILIPPINES INCORPORATED	1百万フィリピンペソ	40%	電気、空調、給排水工事
PT. ASAHI SYNCHROTECH INDONESIA	35,750百万 インドネシアルピア	96%	電気、空調、プラント配管工事
Tri-En TOENEC Co., Ltd.	474百万タイバーツ	49%	電気、空調工事

(注) 1. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

2. TOENEC(THAILAND) CO.,LTD.は、Tri-En TOENEC Co., Ltd.への事業移管が終了し清算手続中であります。

3. PT. ASAHI SYNCHROTECH INDONESIAの株式は、旭シンクロテック株式会社を通じての間接所有であります。

② 持分法適用会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
PFI豊川宝飯斎場株式会社	100百万円	36%	斎場施設の運営・維持管理
株式会社中部プラントサービス	240百万円	20%	発電設備の建設・保守運転事業
HAWEE MECHANICAL AND ELECTRICAL JOINT STOCK COMPANY	300,000百万 ベトナムドン	40%	電気、空調工事
FUHBIC TOENEC Corporation	130百万台湾ドル	40%	電気、空調工事

(注) PFI豊川宝飯斎場株式会社は、2026年3月31日をもちまして、豊川市との事業契約期間満了に伴い、同事業を終了いたしました。今後、清算手続を行う予定であります。

(7) 重要な企業結合等の状況

- ① 事業の譲渡、譲り受け、合併、会社分割等企業再編行為
特記すべき事項はありません。
- ② 他の会社の株式の取得および処分
特記すべき事項はありません。
- ③ 重要な業務提携や技術提携
特記すべき事項はありません。

(8) 主要な事業内容

区 分	事 業 内 容
配電線工事	架空配電線などの電力供給設備工事 (配電線工事には省エネ設備工事等を含む。)
地中線工事	地中送配電線などの電力供給設備工事 (地中線工事には再生可能エネルギー関連工事等を含む。)
屋内線工事	ビル・工場などの電気設備工事
空調管工事	ビル・工場などの空調衛生設備工事
通信工事	情報通信ネットワークなどの通信設備工事
エネルギー事業	FIT太陽光発電事業、PPAサービス、学校空調システムサービス、 マンション高圧一括受電サービス
商品販売	電線類や工事事用材料などの販売

(9) 主要な営業所等

- ① 当社
 - ア. 本店

愛知県名古屋市中区栄一丁目31番23号
愛知県名古屋市港区千年三丁目1番32号 (本店別館)

イ. その他の営業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
中部本部	愛知県名古屋市	静岡支店	静岡県静岡市
東京本部	東京都豊島区	三重支店	三重県津市
大阪本部	大阪府大阪市	岐阜支店	岐阜県岐阜市
名古屋支店	愛知県名古屋市	長野支店	長野県長野市
岡崎支店	愛知県岡崎市		

ウ. 研究機関

名 称	所 在 地
技術研究開発部	愛知県名古屋市

② 重要な子会社

会社名	所在地	会社名	所在地
株式会社トーエネックサービス	愛知県名古屋市	TOENEC (THAILAND) CO., LTD.	タイ王国
旭シンクロテック株式会社	東京都港区	TOENEC PHILIPPINES INCORPORATED	フィリピン共和国
合同会社たてしなサンサンファーム	長野県北佐久郡	PT. ASAHI SYNCHROTECH INDONESIA	インドネシア共和国
統一能科建築安裝（上海）有限公司	中華人民共和国	Tri-En TOENEC Co., Ltd.	タイ王国

③ 持分法適用会社

会社名	所在地	会社名	所在地
PFI豊川宝飯斎場株式会社	愛知県豊川市	HAWEE MECHANICAL AND ELECTRICAL JOINT STOCK COMPANY	ベトナム社会主義共和国
株式会社中部プラントサービス	愛知県名古屋市	FUHBIC TOENEC Corporation	台湾

(10) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
6,487名	71名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
5,029名	87名増

(11) 主要な借入先

企業集団における主要な借入先

借入先	借入額
シンジケートローン	20,217百万円
株式会社三菱UFJ銀行	4,950百万円
株式会社三井住友銀行	4,200百万円
株式会社八十二長野銀行	1,250百万円
株式会社十六銀行	1,100百万円
三井住友信託銀行株式会社	900百万円
株式会社みずほ銀行	900百万円

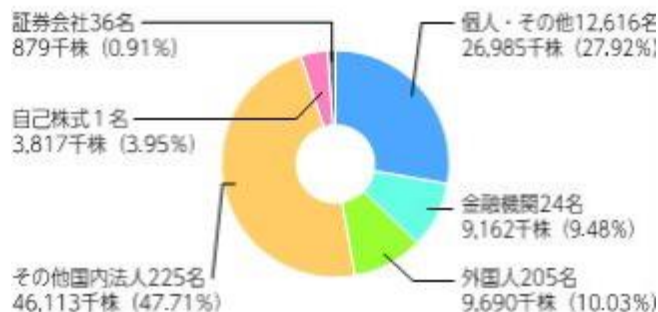
(注) シンジケートローンは、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行を幹事とする協調融資によるものであります。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 96,649,950株
(自己株式数3,817,092株を含む。)

(2) 株主数 13,107名

所有者別株式分布状況



(3) 大株主

株主名	持株数	持株比率
中部電力株式会社	41,406千株	44.60%
トーエネック従業員持株会	5,266千株	5.67%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,520千株	4.87%
トーエネック共栄会	3,322千株	3.58%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,427千株	1.54%
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,049千株	1.13%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	999千株	1.08%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	967千株	1.04%
トーエネック名古屋協力会持株会	792千株	0.85%
トーエネック岡崎協力会持株会	701千株	0.76%

(注) 1. 当社は、自己株式3,817千株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(4) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、取締役 (監査等委員である取締役および社外取締役を除く。) 4名に対して、譲渡制限付株式報酬として、2025年8月15日付で当社普通株式4,009株を交付しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2026年3月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
藤田 祐三	代表取締役会長	—
滝本 嗣久	代表取締役社長 社長執行役員	—
山崎 重光	代表取締役 副社長執行役員 経営全般に関し社長を補佐 国際事業統括部統括 営業本部長	—
池山 竜夫	取締役 専務執行役員 技術研究開発部、情報システム部、 情報通信統括部統括	—
飯塚 厚	取締役（非常勤）	日本郵政株式会社 取締役兼代表執行役上席副社長
鵜飼 裕之	取締役（非常勤）	学校法人東邦学園理事 学校法人東邦学園愛知東邦大学学長 A S T I 株式会社社外取締役（監査等委員）
吉本 明子	取締役（非常勤）	ボストンコンサルティンググループ シニアアドバイザー 宝ホールディングス株式会社社外監査役 住友精化株式会社社外取締役
五十嵐 一弘	取締役（非常勤）	株式会社有電社社外取締役
瀧上 晶義	取締役（非常勤）	瀧上工業株式会社代表取締役社長
細野 秀一	取締役 常任監査等委員（常勤）	—
佐藤 英樹	取締役 監査等委員（常勤）	—
柴田 光明	取締役 監査等委員（非常勤）	公認会計士 公認会計士柴田光明事務所所長
伊藤 歌奈子	取締役 監査等委員（非常勤）	弁護士 小林クリエイト株式会社社外監査役 むすび法律事務所共同経営 矢作建設工業株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役飯塚厚氏、鶴飼裕之氏、吉本明子氏、五十嵐一弘氏および瀧上品義氏ならびに常任監査等委員である取締役細野秀一氏ならびに監査等委員である取締役柴田光明氏および伊藤歌奈子氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役飯塚厚氏、鶴飼裕之氏、吉本明子氏、五十嵐一弘氏および瀧上品義氏ならびに監査等委員である取締役柴田光明氏および伊藤歌奈子氏を株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。
3. 監査等委員である取締役柴田光明氏は公認会計士であり、財務および会計に関する高度な知識と豊富な経験を有しております。
4. 監査等委員である取締役佐藤英樹氏は、長年当社の経理部門での業務経験があり、財務および会計に関する知見を有しております。
5. 監査の環境の整備および社内情報の収集により監査等の有効性を確保するため、常任監査等委員である取締役細野秀一氏および監査等委員である取締役佐藤英樹氏を常勤の監査等委員に選定しております。
6. 当事業年度における異動
常任監査等委員である取締役寺田修一氏ならびに監査等委員である取締役木村昌彦氏および杉田勝彦氏は、2025年6月26日をもって任期満了により退任しました。
7. 2026年4月1日付で、次のとおり地位および担当を変更しました。

氏名	新	旧
池山 竜夫	取締役 専務執行役員 情報通信統括部統括 東京本部長	取締役 専務執行役員 技術研究開発部、情報システム部、 情報通信統括部統括

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項および定款の規定により、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約（責任限定契約）を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社訴訟、株主代表訴訟、第三者訴訟の争訟費用を含む損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）を当該保険契約により填補することとしております。なお、当該保険の保険料は、当社が全額を負担しております。

当該保険契約の被保険者は当社および当社子会社の取締役および監査役であります。

なお、当該保険の契約期間は1年間であり、2026年7月に更新する予定であります。

(4) 取締役の報酬等の額

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本方針において同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を定めており、その概要は次のとおりであります。

- ・当社の取締役の報酬は、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上のため、優秀な人材の確保を可能とするとともに、株主と一層の価値を共有し、業績向上へのインセンティブとして機能する水準・構成とすることを基本方針とする。

- ・個々の取締役の報酬の決定に際しては、代表取締役および業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬および非金銭報酬により構成し、社外取締役および非業務執行取締役については、基本報酬のみとする。なお、退任慰労金その他名目の如何を問わず、退職金は支給しない。
- ・取締役の基本報酬は、在任中に支給する月例の固定報酬とし、会社業績、他社水準、中長期的な経営環境等を総合的に勘案し職責に応じ役位別に決定する。
- ・業績連動報酬は、事業年度ごとの重要業績評価指標を反映した現金報酬とし、在任中の各事業年度の連結経常利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として、毎年、一定の時期に支給する。なお、目標となる業績指標とその値は、任意の指名・報酬委員会の審議を踏まえ見直しを行う。
- ・非金銭報酬は、譲渡制限付株式を付与するものとし、株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株価上昇・企業価値向上への意欲を一層高めることを目的とする。付与数については、会社業績、他社水準、中長期的な経営環境等を総合的に勘案し、職責に応じ、役位別に決定する。また付与は、在任中、毎年、一定の時期に行う。
- ・報酬水準は、基本報酬、業績連動報酬および非金銭報酬の総額について、独立した第三者による、当社と事業内容・規模等が類似する企業を対象とした役員報酬調査結果を踏まえ、任意の指名・報酬委員会にて審議し、取締役会はその審議の内容を尊重する。報酬割合は、業績連動報酬の割合を固定せず、業績が向上するにつれて総額に占める業績連動報酬の割合が高くなる設計とし、任意の指名・報酬委員会で審議された種類別の報酬割合の範囲内で決定する。

また、決定方針の決定方法については、任意の指名・報酬委員会で審議された決定方針案を取締役会で審議のうえ決議することとしております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2021年6月25日開催の第103回定時株主総会において賞与を含み年額4億円以内（うち社外取締役分年額8,500万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給とは含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は10名であります。また、2022年6月28日開催の第104回定時株主総会において、上記の報酬枠とは別枠にて、対象の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対して、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給すること、譲渡制限付株式付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額6,000万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給とは含まない。）とすること、発行または処分される普通株式の総数は年20,000株以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の員数は8名であります。

監査等委員である取締役の報酬等の額は、2021年6月25日開催の第103回定時株主総会において年額1億円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名であります。

③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき、事業全体を俯瞰して判断できる代表取締役社長である滝本嗣久が、取締役の個人別の報酬額（基本報酬、業績連動報酬および非金銭報酬）の具体的内容を決定しております。

取締役会は、同氏に委任するにあたっては、会長、社長および独立社外取締役を構成員とする任意の指名・報酬委員会において、決定方針の内容を踏まえて十分に協議したうえで決定することを条件にしていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (監査等委員である取締役を除く。) (うち社外取締役)	270 (43)	168 (43)	96 (-)	5 (-)	9 (5)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	67 (43)	67 (43)	- (-)	- (-)	7 (5)

- (注) 1. 上記には、2025年6月26日開催の第107回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査等委員である取締役3名を含んでおります。
2. 業績連動報酬等として取締役 (社外取締役および監査等委員である取締役を除く。) に対して賞与を支給しております。業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、中期経営計画の数値目標と整合するように設定した連結経常利益としており、当該業績指標を選定した理由は、当社グループの業績を端的に表すものと判断したためであります。なお、業績連動報酬等の額の算定方法は連結経常利益の目標値に対する達成度に応じて算出する方法とし、その目標値は、任意の指名・報酬委員会の審議を踏まえて見直すこととしております。
- 当事業年度を含む連結経常利益の推移は、1. (3) 財産および損益の状況の推移に記載のとおりであります。
3. 非金銭報酬等として取締役 (社外取締役および監査等委員である取締役を除く。) に対して譲渡制限付株式を交付しております。当該譲渡制限付株式の内容およびその交付状況は、2. (4) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況に記載のとおりであります。

(5) 社外取締役に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況
取締役 (監査等委員である 取締役を除く。)	飯 塚 厚	日本郵政株式会社取締役兼代表執行役上席副社長
	鵜 飼 裕 之	学校法人東邦学園理事 学校法人東邦学園愛知東邦大学学長 A S T I 株式会社社外取締役 (監査等委員)
	吉 本 明 子	ボストンコンサルティンググループシニアアドバイザー 宝ホールディングス株式会社社外監査役 住友精化株式会社社外取締役
	五十嵐 一弘	株式会社有電社社外取締役
	瀧 上 晶 義	瀧上工業株式会社代表取締役社長
監査等委員である 取締役	柴 田 光 明	公認会計士柴田光明事務所所長
	伊 藤 歌 奈 子	小林クリエイティブ株式会社社外監査役 むすび法律事務所共同経営 矢作建設工業株式会社社外監査役

(注) 重要な兼職先と当社との間に、特別の関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況等

氏名	取締役会への出席状況	監査等委員会への出席状況	主な活動状況 (社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要)
飯塚 厚	15/15回 (100.0%)	—	長年にわたる行政官および企業経営者の多様な経歴を通じて培われた豊富な経験と幅広い見識を活かして、独立社外取締役として客観的・中立的な立場で当社経営に対して指導・助言を行うとともに適切な監督機能を果たしております。また、任意の指名・報酬委員会の委員として重要な役割を果たしております。
鵜飼 裕之	15/15回 (100.0%)	—	長年にわたる学校経営を通じて培われた豊富な経験と工学博士としての専門的知見など幅広い見識を活かして、独立社外取締役として客観的・中立的な立場で当社経営に対して指導・助言を行うとともに適切な監督機能を果たしております。また、任意の指名・報酬委員会の委員として重要な役割を果たしております。
吉本 明子	15/15回 (100.0%)	—	長年にわたる行政官等の多様な経歴を通じて培われた豊富な経験と幅広い見識を活かして、独立社外取締役として客観的・中立的な立場で当社経営に対して指導・助言を行うとともに適切な監督機能を果たしております。
五十嵐一弘	15/15回 (100.0%)	—	長年にわたる企業経営を通じて培われた豊富な経験と幅広い見識を活かして、独立社外取締役として客観的・中立的な立場で当社経営に対して指導・助言を行うとともに適切な監督機能を果たしております。
瀧上 晶義	15/15回 (100.0%)	—	長年にわたる企業経営を通じて培われた豊富な経験と幅広い見識を活かして、独立社外取締役として客観的・中立的な立場で当社経営に対して指導・助言を行うとともに適切な監督機能を果たしております。
細野 秀一	10/11回 (90.9%)	12/14回 (85.7%)	長年にわたり上場会社の法務部門の業務に従事し、企業法務に関する豊富な経験と知見を有しているほか、企業の常勤監査役として培われた企業監査に関する相当程度の経験と知見を活かして、客観的・中立的な立場で当社経営に対して監査・監督を行い、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行しております。
柴田 光明	15/15回 (100.0%)	19/19回 (100.0%)	長年にわたる公認会計士として培われた財務および企業会計に関する高度な知識と豊富な経験を活かして、独立社外取締役として客観的・中立的な立場で当社経営に対して監査・監督を行い、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行しております。
伊藤歌奈子	11/11回 (100.0%)	14/14回 (100.0%)	長年にわたる弁護士として培われた企業法務に関する高度な知識と豊富な経験を活かして、独立社外取締役として客観的・中立的な立場で当社経営に対して監査・監督を行い、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行しております。また、任意の指名・報酬委員会の委員として重要な役割を果たしております。

(注) 細野秀一氏および伊藤歌奈子氏につきましては、2025年6月26日就任後の状況を記載しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当社の会計監査人としての報酬等の額
64百万円
- ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
64百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法および金融商品取引法に基づく監査ならびに東京証券取引所等上場規程に定める期中レビューに係る監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額には、これらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、当事業年度における監査計画の内容や報酬見積の算出根拠、過年度の報酬の推移等を検討した結果、会計監査人の報酬等について妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合には、会計監査人を解任します。また、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、解任または不再任を株主総会の目的とすることとします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(ご参考)

本事業報告の記載金額および株式数は、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を除き表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	149,742	流動負債	92,848
現金預金	47,820	支払手形・工事未払金等	47,610
受取手形・完成工事未収入金等	88,384	短期借入金	16,082
未成工事支出金	4,979	リース債務	8,497
材料貯蔵品	4,094	未払費用	10,051
商品	272	未払法人税等	5,004
その他	5,422	未成工事受入金	2,341
貸倒引当金	△1,231	工事損失引当金	592
		その他	2,668
固定資産	162,311	固定負債	66,034
有形固定資産	126,857	社債	8,400
建物・構築物	21,454	長期借入金	19,135
機械、運搬具及び工具器具備品	69,485	リース債務	31,645
土地	32,091	退職給付に係る負債	1,862
建設仮勘定	3,826	資産除去債務	4,602
無形固定資産	1,846	その他	388
投資その他の資産	33,608	負債合計	158,882
投資有価証券	27,346	純資産の部	
繰延税金資産	2,634	株主資本	135,708
その他	6,855	資本金	7,680
貸倒引当金	△3,228	資本剰余金	6,883
資産合計	312,053	利益剰余金	123,315
		自己株式	△2,171
		その他の包括利益累計額	17,409
		その他有価証券評価差額金	7,113
		為替換算調整勘定	765
		退職給付に係る調整累計額	9,530
		非支配株主持分	52
		純資産合計	153,170
		負債純資産合計	312,053

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		
完成工事高	254,991	
その他事業売上高	17,476	272,468
売上原価		
完成工事原価	211,560	
その他事業売上原価	12,460	224,020
売上総利益		
完成工事総利益	43,431	
その他事業総利益	5,016	48,447
販売費及び一般管理費		27,026
営業利益		21,421
営業外収益		
受取利息及び配当金	402	
為替差益	371	
持分法による投資利益	1,565	
その他	714	3,054
営業外費用		
支払利息	1,755	
その他	80	1,835
経常利益		22,639
特別利益		
固定資産売却益	2	
貸倒引当金戻入額	1	
投資有価証券売却益	2,085	
受取保険金	501	
受取損害賠償金	488	3,080
特別損失		
固定資産除売却損	213	
減損損失	15	
投資有価証券売却損	2	
投資有価証券評価損	13	244
税金等調整前当期純利益		25,475
法人税、住民税及び事業税	7,478	
法人税等調整額	180	7,659
当期純利益		17,816
非支配株主に帰属する当期純利益		5
親会社株主に帰属する当期純利益		17,810

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	130,130	流動負債	88,829
現金預金	37,864	電子記録債務	15,092
受取手形	106	工事未払金	24,137
電子記録債権	3,448	短期借入金	18,482
完成工事未収入金	73,203	リース債務	8,604
未成工事支出金	4,587	未払金	5,241
材料貯蔵品	3,988	未払費用	8,911
商品	48	未払法人税等	4,894
未収入金	2,907	未成工事受入金	1,260
その他	4,053	工事損失引当金	3
貸倒引当金	△78	その他	2,200
固定資産	154,734	固定負債	79,254
有形固定資産	124,591	社債	8,400
建物・構築物	21,362	長期借入金	19,135
機械・運搬具	66,188	リース債務	32,522
工具器具・備品	1,465	退職給付引当金	14,550
土地	31,872	資産除去債務	4,602
建設仮勘定	3,702	その他	44
無形固定資産	1,685	負債合計	168,083
投資その他の資産	28,457	純資産の部	
投資有価証券	12,520	株主資本	109,642
関係会社株式・関係会社出資金	6,886	資本金	7,680
長期貸付金	4,580	資本剰余金	6,883
破産更生債権等	14	資本準備金	6,831
繰延税金資産	6,035	その他資本剰余金	51
その他	5,640	利益剰余金	97,249
貸倒引当金	△7,220	利益準備金	1,639
資産合計	284,865	その他利益剰余金	95,610
		固定資産圧縮積立金	1,171
		別途積立金	79,100
		繰越利益剰余金	15,338
		自己株式	△2,171
		評価・換算差額等	7,138
		その他有価証券評価差額金	7,138
		純資産合計	116,781
		負債純資産合計	284,865

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		
完成工事高	229,510	
兼業事業売上高	17,136	246,646
売上原価		
完成工事原価	190,917	
兼業事業売上原価	12,294	203,211
売上総利益		
完成工事総利益	38,593	
兼業事業総利益	4,842	43,435
販売費及び一般管理費		22,732
営業利益		20,702
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,288	
受取補償金	228	
その他	517	2,034
営業外費用		
支払利息	1,782	
その他	23	1,806
経常利益		20,931
特別利益		
固定資産売却益	631	
貸倒引当金戻入額	1	
投資有価証券売却益	2,085	
受取保険金	501	
受取損害賠償金	488	3,709
特別損失		
固定資産除売却損	181	
減損損失	15	
貸倒引当金繰入額	1,863	
投資有価証券売却損	2	
投資有価証券評価損	13	2,076
税引前当期純利益		22,564
法人税、住民税及び事業税	6,788	
法人税等調整額	91	6,879
当期純利益		15,684

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

株式会社トーエネック
取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川口 真樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 淳一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トーエネックの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トーエネック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

株式会社トーエネック
取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川口 真樹
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 淳一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トーエネックの2025年4月1日から2026年3月31日までの第108期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第108期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第110条の4に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項および同号口の判断および理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2026年5月13日

株式会社トーエネック 監査等委員会

常任監査等委員（常勤） 細野 秀一 ㊟

監査等委員（常勤） 佐藤 英樹 ㊟


監査等委員 柴田 光明 ㊟

監査等委員 伊藤 歌奈子 ㊟

(注) 常任監査等委員（常勤）細野秀一、監査等委員柴田光明および監査等委員伊藤歌奈子は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会 会場ご案内図

会場	コートヤード・バイ・マリオット名古屋 2階 [セントラルボールルーム] 名古屋市中区栄一丁目17番6号 電話 (052) 228-2220 (代表)	
交通	<p>■ 地下鉄 東山線・鶴舞線 [伏見駅] [6番出口] より徒歩約8分</p> <p>■ 市バス ♀ バス停「名古屋駅」(ミッドランドスクエア西側・21番のりば) より乗車、</p> <p>系統 名駅 16 名古屋駅 (東新町経由左回り) 名駅 16 広小路本町 (柳橋経由) C 758 名古屋駅 (広小路栄)</p> <p>バス停「柳橋 (1番)」下車 (乗車時間約5分)、徒歩約6分</p>	



※駐車場をご用意しておりませんので、公共交通機関をご利用ください。
 ※株主総会におけるお土産のご用意はございませんので、予めご了承ください。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

